

会議録

会議の名称	令和4年度第3回新城市市民自治会議
開催日時	令和4年10月5日（水）午後6時30分から
開催場所	新城市役所本庁舎4階会議室
会議の次第	<ol style="list-style-type: none">1 あいさつ2 報告<ol style="list-style-type: none">(1) 庁内課長会議の途中経過について3 議題<ol style="list-style-type: none">(1) 条例の見直しについて(2) 解説書の見直しについて(3) 市民自治会議の役割について<ol style="list-style-type: none">① 市民自治会議が行う実効性の確保とは何か② 市民まちづくり集会について明記すべきか、その他の市民参加についても記載すべきか3 その他<ol style="list-style-type: none">(1) 第8期若者議会（市長答申）
出席委員	鈴木誠会長、前澤このみ副会長、原田守委員、鈴木雅晴委員、太田幸江委員、清水良文委員、熊谷則之委員、齊藤美代子委員、前沢美津男委員、大中範久委員、丸山幸治委員、加藤稜唯委員、浅井架那子委員、山本青空委員
欠席委員	今泉仁委員

1 あいさつ

委員長から簡単なあいさつがされた。

2 報告

(1) 庁内課長会議の途中経過について

庁内課長会議の途中経過についてご報告いたします。

第2回市民自治会議では、自治基本条例に基づく市民参加の機会確保の方法や手順、その特徴をまとめ、効率的で適正な情報発信ができるよう、統一的な基準を作成すること、また、市民参加を職員に徹底するための研修を行う方向で、課長職を中心に調整していくということで、報告させていただいております。

その後の進捗状況として、8月30日に開催した庶務担当課長会議で、統一的な基準の作成と、職員研修の実施が正式に決定されました。同会議で、統一的基準として、新城市市民参加手続きガイドラインの素案を課長へ示し、意見交換をしております。

また、全課長職に対し、このガイドラインの素案について、また、職員研修の方法について、ただいま意見募集を行っております。

これらの意見を反映した最終的なガイドラインを作成し、次回の市民自治会議におきまして、最終案を示せればと考えております。

3 議題

(1) 条例の見直しについて

条例の見直しに関して出た意見について、行政課法務文書係に確認した内容を踏まえ、市の見解について事務局から簡易な説明がされた。

会長	<p>本日、議題は大きく分けて3つありますけれども、まず(1)の条例の見直しについて、事務局から説明をいただきました。</p> <p>条例の見直しということで、前回第2回目の市民自治会議では、大きく3つほど意見が挙げられた中で、まず、この条例が理念条例であると。つまり、いろんな市の施策をめぐり、この自治基本条例の理念や基本原則、それから参加の仕組み等々を体現していくように、まずは、しっかりと基準を示し、そしてそれがうまくいっているかどうかを確認をしていく。そういう理念を掲げた条例であるということです。</p> <p>皆さんも新城市自治基本条例お読みいただいたと思いますけれども、この内容をしっかりと運用していくということが大事であって、個々の罰則、禁止に関わる政策判断を掲げていくというものではないというふうに理解してほしいということでございました。</p> <p>それから、とても重要な指摘だったと思いますが、行政が自治基</p>
----	---

	<p>本条例を理解するということをどう促していくか。勉強会をするというようにすることも大事ですが、それに加え、先ほど説明があったようにガイドラインを作り、運用しながら、この自治基本条例の基本原則、理念というものを、各施策で確実に実現をしていくということが大事なんだということ。それを今回新たに導入するようにしていくということでした。</p> <p>では、皆さんからの御意見、御質問をお願いします。</p>
委員	<p>市の見解が書いてありますが、これによると、いわゆる条例の運用及び普及という意味が「提言・建議」ということで解釈してもよろしいでしょうか。</p>
会長	<p>事務局の方から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>条例の運用及び普及に関することについて、提言・建議することはできると解釈しております。</p> <p>基本的に、市民自治会議はいわゆる附属機関になります。諮問に答えること、また、市に対しての意見を述べるができるということです。</p> <p>なので、第2条第1号の、「条例の運用及び普及に関すること。」に対し、意見を述べるができるということです。</p>
会長	<p>他に質問等がありますか。</p>
委員	<p>所掌事務の1つとしてある「条例の運用及び普及に関すること」について、条例の運用というのは何となくわかるが、普及は具体的にどういう意味ですか。条例の普及を、市民自治会議では仕事の一つとして受け持っていくということでしょうか。普及というのは広報のことでしょうか。</p>
会長	<p>事務局の方から回答をお願いします。</p>
事務局	<p>市民自治会議は基本的に附属機関であって、自治基本条例を審議する機関です。そうすると、「条例の運用及び普及に関すること」について「意見を述べるができる」という解釈が正しいかと考えております。</p> <p>また、「普及に関すること」ということですので、広報にもっと掲載すべきであるとか、パンフレット等を活用してもっと周知すべきではないかというようなことも、市民自治会議から市の方に意見していただくようなことが考えられます。</p>
会長	<p>ほかにはいかがでしょうか。</p>
委員	<p>「普及」という言葉よりも、「周知」という文言の方が実態に近いかと思います。言葉によってイメージが変わってしまうので、一度</p>

	検討した方がいいと思います。
会長	<p>市民自治会議条例のことについて2人の方から意見が出ました。新城市自治基本条例が施行された平成25年度は、さあこれから市民の皆さんに条例を広く届け、条例の理念や意義を共有していきましょうという時期で、条例を普及すること、知ってもらうことに情熱をかけていた時期です。そのため、当時の市民自治会議の仕事として条例の普及という言葉が出てきました。</p> <p>ですので、今から見ると何のことだろうと感じてしまうこともあり、改めて市民自治会議の仕事についても、今回の自治基本条例と併せて見直していく必要があるのではないかと考えています。</p>
委員	今の議題である条例の見直しについては、事務局からの説明からすると、自治基本条例が行政運営に活かされているかどうかを検証し、提言・建議することはできると解釈しています。差し止め請求についてはできないと解釈していいと思っていますが、それで間違いないでしょうか。
事務局	その解釈でよろしいかと思います。
委員	地方自治法では差し止め請求できるようになっているため、自治基本条例に差し止め請求できないと定めると地方自治法違反になってしまいます。記載しない方がいいのではないのでしょうか。
事務局	自治基本条例というよりも、市民自治会議についてのことになりますが、市民自治会議の役割として、市長に対して差し止め請求はできないということになります。ただ、それを自治基本条例に謳うのはおかしいのではないかとということかと思いますが、おっしゃるとおりだと思います。
会長	よろしいですか。それでは先に進めていきたいと思っています。

(2) 解説書の見直しについて

会長	<p>前回の第2回市民自治会議では様々な御意見を出していただきました。これについて、事前に私と副会長、事務局において、論点の整理をしましたので、私の方から一括して回答しておきたいと思っています。</p> <p>まず第4条第3号、情報共有の原則について、該当する情報共有の方法を記すこと。また、第14条第2項の「市は、市民の多様な参加の機会を設けます」の機会の例として、若者議会や女性議会等の具体的な政策事例を示すということ。これらのことについてですが、今回の解説書の見直しについてということで答申をしていって</p>
----	--

もいいのではないかと思います。事務局において答申内容を検討しながら、次回の会議で検討をしてみたいと思っております。

次に、第14条の2、市長選挙立候補予定者公開政策討論会についてです。市民に政策を理解してもらうためのものであることを立候補予定者に周知させる旨を追記することについては、資料の備考欄にあるように、新城市市長立候補予定者公開政策討論会条例第3条に意見と同様の内容があります。また、市においてはこの条例の施行規則の第2条に規定されている立候補予定者に対する説明会で、その目的を含め、公開政策討論会についての説明をしています。登壇者が不誠実というような意見もありますが、討論会ではそういった立候補者の人柄も見ることができるということでもありますので、解説書に追記する必要はないのかなというふうに思います。

それから、第15条の市民まちづくり集会について、市職員が市民、議員と同列に意見を述べられるように、事務局とは別に、委員を指名する旨を付け加えるということで、市職員が委員としては参加できていないという御意見になります。実行委員会の構成については、新城市市民まちづくり集会実施規則に定められており、主に公募市民で構成されています。議員はアドバイザーとして参加しており、市職員についても、市民まちづくり集会のテーマに沿った担当課の職員が参加し、説明員としての役割を果たしています。そういうことから、自治基本条例や解説書に今回の意見を反映するというよりも、実行委員会で検討される方がいいのではないかと思います。そして、必要があれば新城市市民まちづくり集会実施規則の改正をしてもらう形で対応された方がいいということで、市民まちづくり集会実行委員会の事務局の方に今回の意見は申し添えておきたいというふうに思います。

それから、情報を出すタイミング等も解説書に載せていくのがよいのではないかということについてです。情報発信のタイミングは、事業によっても異なってくるということや、会議の冒頭に事務局より報告があった新城市市民参加手続きガイドラインにおいて、適切かつ速やかに、情報共有を行えるようにしていくという検討をされています。これが次回のこの会議で紹介されますので、解説書に記す必要はないのではないかと思います。

ただ、次回の会議で見ていただいて、そこでまた皆さんから御意見をいただくこともとてもいいことだと思うので、ひとまず、次回に向け、少しお時間をいただきたいと思っています。

	<p>以上が、事務局、副会長、私との間で整理したこととして、皆さんに御紹介をしておきたいと思います。</p> <p>これについて、皆さん何か御意見ありますでしょうか。</p>
委員	<p>解説書の見直しについて、不正確な文章があるので指摘したいと思います。</p> <p>基本条例第24条の解説にある文章です。「この条例が、これからの時代や環境の変化に適切に対応するような内容であり、運用されることを目的として、市民自治会議が設置されます。」というこの文章は、一つの文章として見た場合、主語と述語が対応しておらず不正確です。</p> <p>主語は「この条例が」です。述語は一番最後に書かれます。「市民自治会議が設置されます。」。そうすると、主語と述語を読むと変な文章になります。「この条例が市民自治会議が設置されます。」。こんな文章は小学生でも間違えないです。文章として、主語述語がおかしいんです。</p> <p>だから、こういう間違った文章ではなくて、一つの見直しとして正確な文例にするためには2つに分けるんです。</p> <p>1つは、「この条例は、これからの時代や環境の変化に適切に対応するような内容です。」。文句ないですこの文章。そしてそこで切って、もう1つ、「この条例が運用されることを目的として、市民自治会議が設置されます。」。こういうふうに改めるべきで、文章が間違ってるのはちょっと恥ずかしいのではないかなと思います。いかがでしょうか。</p>
会長	<p>ありがとうございました。実は、ここ以外にもいろいろ読み返していると、やはりわかりにくい文章なり、間違った文章という感じが散見されるような気がしますので、今の指摘を受けたことも含めて、1度全部見直します。どうもこういう条例なり解説書なりは、市の法務文書係の書き方というのがあって、我々の感覚になじまない表現の仕方とか、結構出てきます。条例の方は仕方ないにしても、解説書で、今のような指摘を受けることがよくないので、まさに今の意見を受けとめて、全体を確認するというところで、お約束してよろしいでしょうか。他にはいかがでしょうか。</p>
委員	<p>難しい意見はできないんですけども、一市民として意見を述べたいなと思います。</p> <p>今、先生の方から、2ページ目の解説書の見直しについてこういった見解がありますよということで紹介していただいたんですけど</p>

	<p>ど、2ページ目の①、小さい四角の中の意見はおそらく自分が出したものだとして把握しています。ぜひこれは、具体的に情報共有の原則と入れているのであれば、こういう、情報共有の機会がありますというのはぜひ入れてほしいなと思います。</p> <p>具体的な話で言いますと、市の公式LINEの話になります。身近な話で申し訳ないんですけど、最近プレミアム付き商品券を電子版と紙版と両方発行していただいて、すごく使ってます。いつもだったら会社の帰りに豊川の薬局に寄って買っているところ、この券が使えるなら新城で使おうと思い、すぐに使いきました。2回目も買おうと思っています。</p> <p>この話を同級生にしたら、そんなの知らなかったとのことでした。私はその情報を市の公式LINEから知ったんですけども、その子は公式LINEに登録してないんですね。</p> <p>そもそも、そういう気軽に情報入手できるツールがあるということを知らなければ、何もアクションに繋がりません。条例自体はしっかりとした堅い文書でなければいけないとしても、その解説書というものは、誰のためかと言えば私たち市民。私たちが、よりまちづくりや市のことに興味を持ったりして、じゃあこういう機会があるから参加してみようかなと思ってもらえるための自治基本条例だと思いますので、解説書の方は、ぜひかみ砕いた使い方をし、できるだけ具体的に例を挙げてほしいと思っています。</p>
会長	<p>ごもつともです。今日的に情報共有というものを図っていくとするならば、市の側が用意する情報共有の仕組みだけではなくて、市民の側からも情報を届け、或いは市民と行政との間で情報共有をするツールについて、或いは機会について一覧にするのがいいか、どういう方法がいいのか検討したいと思います。</p> <p>それではまた、具体的にイメージ等ありましたら提案してもらえればありがたいと思いますので、よろしく申し上げます。ありがとうございました。</p>

(3) 市民自治会議の役割について

前回の会議で出た意見を整理した論点について、事務局から簡易な説明がされた。

① 市民自治会議が行う実効性の確保とは何か

会長	<p>市民自治会議としての実効性の確保とはどんなものがあるか、考えていきたいと思っています。</p> <p>この内容について、まず皆さんの御意見をいただきたいと思いま</p>
----	---

	す。いかがでしょうか。
委員	<p>どうも新城市の自治基本条例と市民自治会議の原点からちよつと外れてしまって、何か軽い条例に見られてるような動きがあると思います。</p> <p>新城市自治基本条例は、国で言うところの憲法のようなものなんです。第1条にまちづくりの基本的な理念並びに市民、議会の云々とあります。基本的な理念を述べているため、これはもう新城市の憲法と言ってもいいのではないかと思います。</p> <p>そんな重要な自治基本条例に対して、市民自治会議は一体どんな役割があるのかというと、そんな軽いものではないと思います。新城市自治基本条例第24条にあるように、市長はこの条例の実効性を確保するため市民自治会議を設置するんだから、一番重要な自治基本条例がまちづくりでちゃんと働いているかどうか、それを確保するために自治会議が設置されているんですよ。</p> <p>ということは、もちろん市長の諮問機関ではないし、あくまでも附属機関とかなんか言われてるけどそんなものではないですよ。基本条例の実効性を確保するための機関。そういう仕事をする機関ですから、もっと言うと、自治基本条例の上に市長が存在することはない。自治基本条例は、市長よりも上の立場にある。ただし、市長は会議に諮問できるが、諮問機関ではない。市民自治会議は、自治基本条例の実効性を確保する機関であり、市長からも議会からも独立している機関だから、もう少し権限があるのではないかと。</p> <p>市民自治会議の設置理由は、平成28年度の市民自治会議の答申を見ると、会長さんがこのようなことを答申されております。「市民が主役のまちづくりを推進する上で、公募による市民等による市民自治会議が存在し、施策について協議できる場があることは重要である。」。施策について協議できるということで、この施策というのは、例えば給食センター建設ですとか、市役所建設、ドッグラン建設、もっくるを作るとか。そういう施策について協議できるんですよ。単なる附属機関ではない。</p> <p>それから、市民自治推進課のホームページを見ると、「まちづくりのルールがしっかり守られているかどうかを市民自治会議で審議します。」。これはどう見ても条例の文章だけではないんですよ。新城市の憲法、これが守られているかどうかを市民自治会議で審議するんです。条例の審議もいいですが。</p> <p>施策について協議できるんだから、そういうものであるというこ</p>

	<p>とを、やっぱり原点に戻って考え直さないといけないなというふうに私は思います。</p> <p>5ページには論点整理というのがあって、ここと関連してくるんですけど、市民自治会議が行うことのできる実効性の確保はどういった方法が有効的なのか。ですから、条例だけではなくて、施策や条例の実態、実際に行われているまちづくりのルールがしっかり守られているか、遵守されているかどうか。自治基本条例の理念が守られているかを協議、審議する。ということで、どういった方法が有効か、私は2週間ぐらい考えて、やっと結論が出ました。</p> <p>自治基本条例、市民が主役のまちづくり。その1人の市民から今年の4月頃、具体的な施策について審議してほしいという要望を受けました。非常に新城市をよくしようとされている市民からの声をこの市民自治会議が受け、それを審査していきたい。例えば、今一番問題になっているのは、給食センターだと思います。40億円も税金を使うんだから。今の段階で建設していけば材料値上げが当然ですから、材料費やその燃料とか、もっとかかると思います。</p> <p>それが、自治基本条例に違反していないかどうかを審議する。そういうものを市民自治会議で取り上げる。そしてほとんどないと思いますが、例えば5つも施策が出てきたら、そんなに審議できないので、選択し、それを審議する。そしてその結果を行政等に提言する。そして市民には知らせる。そういう仕事ができるのが、市民自治会議だと思います。第24条からそういうふうに取り扱えると思うんですけどね。</p> <p>そして、令和の目安箱ではないですけど、市民の声を市民自治会議が目安箱として受けとめる。それで、そうなったら市で選択して審議する。これ実は考えたら、地域自治区のそれぞれ予算要望のときもこの方法です。市民の何人かを集めて請求があればそれを取り上げる。まちづくり集会もそう。市民自治会議も同じようにやらないといけないなど。確保するための機関ですから。</p>
会長	<p>そういう御意見をいただきましたが、他の委員の皆さんからも御意見があればいただきたいです。</p>
委員	<p>今のことは非常に重要な話です。この市民自治会議で本当に施策について協議ができるかどうか。これ非常に大きな問題だと思います。私はできないと思っています。</p> <p>市民自治会議は市長の附属機関になり、諮問をされる諮問機関でもあります。これに対して答申をした内容は、実行するかどうかは</p>

	<p>行政、市長がどういうふう to 受けとめるかですね。</p> <p>それで、この施策について協議ができると書いてあるのは、これは誤りだと私は思っています。そこを指摘させていただいて、実効性の確保についてですが、この市民自治会議でどういった具体的な提示方法があるかということになるろうかと思ひます。</p> <p>それが、今日まとめていただいた市民参加の実施についての調査。ものすごい量です。これだけやってきたんです。これは非常に実績があると思ひますし、条例ができたからこそ、これができると私は思ひます。</p> <p>もう1つ、市民満足度調査にもその文言があります。住民自治の活性化について、19年度に調査してからずっと上がっています。住民参加の取り組みとしても、19年度の調査で満足、やや満足の人47.2%ぐらいだったものが、もう70%近くが良しとしています。こういうことを市民自治会議が検証するということはいいことだと思ひますので、具体的な例としてちょっと挙げさせていただきます。</p> <p>ということで、実効性の確保についてこういった具体的な例を挙げて、この市民自治会議が話し合いをするということが必要だというふう to 思ひます。</p> <p>もう1つ、この市民自治会議条例の文言の中で、条例の運用及び普及に関すること、市長の諮問に依ること、3つ目に市民まちづくり集会ということが書いてあるんですけど、何をやっているか正直わからないので、ここは規則、要綱か何かにするのかを決めたほうがいいのではないかと思ひます。条例としてはこんなものかなと思ひますが、この具体的な内容がわからないというのは事実だと思ひますので、ここは何らかの対処をした方がいいと思ひます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。他にはどうでしょうか。</p>
委員	<p>自治基本条例に関連して言わせていただきます。</p> <p>まず、基本条例の実効性の確保について先ほどありましたが、共有はどこまでの範囲なのか。市政全部を言うならば、それぞれのことを我々市民自治会議が実効性の確保だチェックだということは不可能です。とてもじゃないけどできない。それはちょっとわかってもらわないといけない。</p> <p>運用と普及について問題があれば、市長が諮問すればいいんですよ。諮問に含まれると思うんですね。ですので、改めて書く必要がないと思ひます。</p>

	<p>前にも言いましたが、まちづくり集会の結果を聞いて、市民自治会議は何をするんですか。聞くだけですよね。聞くだけなら市民自治会議の所掌事務としては必要がないですよ。まちづくり集会の結果を聞いて検討して、まちづくり集会に言われたことと違うことを市長に言ってもいいのかどうか。そんなことはできないです。</p> <p>若者議会も女性議会も、市民自治会議が関与すると言っても、何の権限もないし、まともな意見を言えるわけがない。だから、まちづくり集会、公開政策討論会などをここの市民自治会議の所掌事務に書くこと自体おかしいことだと思います。</p> <p>そういうことで、私が一番言いたいのは、自治基本条例の検証だとか実効性の確保っていうのは、行政のどの部分なのかを明らかにしないと、この問題は煮詰まらないということです。</p>
会長	<p>いろいろな意見をいただきました。他の皆さんはどうでしょうか。</p>
委員	<p>自治基本条例は、3者が仲良くして話し合うためのものなんです。それで、今回給食センターの話が出てきました。それによって、行政がこうして課長会議をやり、今度ガイドライン作りますと言っている。こういうことが重要なんです。そしてもう1つ、こういうような市民参加の調査資料を出してきています。</p> <p>市民自治会議として、こうやって切磋琢磨することが重要だと私は思っています。</p>
委員	<p>私は、もちろん今おっしゃったこともすごくよくわかりますが、実効性の確保というのは無理ではないかと思っています。どこまで確保するのかがやっぱり難しい問題で、行政がやっている施策のすべてを見て、協議をして、これが担保されているかどうかを話し合うというのは、やはり時間的にも、情報量的にも不可能というのが私の意見です。</p> <p>では、今後実効性の確保というのをどのようにやっていくかについてですが、もちろん可能な限り確保されるかどうかを施策について協議、施策を実施するうえできちんとそれを市民に対して情報共有しているのか、説明責任を果たしているのかという点で、協議をしていく必要があると思います。</p> <p>やはり先ほどの意見にもあったように、市民まちづくり集会について上がってきた議題についてここで具体的な話がされているのか、若者議会、女性議会、それから地域協議会から上がっているような話についてどこまでこの市民自治会議で話されているのか。ほ</p>

	<p>ば話されていないというのが現状あると思います。ですので、むしろそこをしっかりと強くしていく。若者議会、女性議会から、もっとこうした方が女性の意見、若者の意見は出るというのを引っ張ってきて、市民自治会議は、若者はこうしたらもっと意見が出るんだ、だから我々市民もそれを応援しなければいけない、もっと行政がこうしなければいけないというところを議論できるものを作っていくことが大事ではないかなというふうに思っております。</p>
会長	<p>まだ御意見いただいてない方、遠慮なくおっしゃってください。</p>
委員	<p>今の意見を含めてですが、市民自治会議、若者議会や女性議会、地域自治区の会議等のいろんな会議があると思いますが、体系図のようなものを作ってはどうかなと思いました。</p> <p>ここはどんな世代のどんなバックグラウンドを持った方も、市民の少し小さな代表として、身近で起きていることを条例とあてはめて会議、意見交換する場だと思っておりますが、それにしても、皆さん抱えているものに違いがあるのかと話してて思うので、なかなか話が進まないのかなと感じています。</p> <p>なので、こういう市民が参画できる会議等を体系図にすると市長がいて、どういう位置付けなのか。例えばグループ化であったりとか、ここはどういうことを話すのかというようなことを一度事務局に可視化していただけると、私も若者議会、女性議会、まちづくり集会、そしてこの会議にもこれまで参加していますが、参加する側の市民からすると、どういう立場、立ち位置で、意見を言えればいいのか。どこまで調べたり話せばいいのか。そういう体系図があつて事前にわかれば、意見が言える範囲がある程度分かっているのかなと思いました。</p>
会長	<p>とてもいい提案でした。やっぱり解説書の書き方、直し方も今出たように、文言だけではなくて、やはり誰が見てもわかる、或いは物事を考え、そして、自分の意見を言いやすいような形で利用できるような、役立つものとして作り直していかなければいけないというところがあります。他にはどうでしょうか。</p>
委員	<p>この新城市自治基本条例というものは、条文を読むと、新城市がより魅力あるまちとなるように定められたもの。市民が主役のまちづくりをし、元気に住み続けられ、世代のリレーができるまちを協働して作ることを目的とすると。この目的がどれぐらい達成できているか。こういう条例の原点に戻って1度、根本から見直す必要があるのではないかなと思います。</p>

	<p>例えば、世代が引き継げるようなまちができてるかどうか。現実には、私の両隣3軒、学校卒業すると全員市外へ転出しています。すぐ隣の豊川市ですが、市外へ働き場所、住居を求め、こんなことで人口が減っています。</p> <p>この前市長さんも言っていますが、悩ましいのは、25歳から31歳までの人口が減っていると。200人代なんです。それから生まれてくる子どもがえらく少ないんです。今年度4月から8月までの統計を見ると、新生児はわずか57人しかいない。月別にすると11人で、これを12倍すると年間に生まれてくる子どもは130人前後。同級生が新城市全域で130人しかいない。私は子どものときに同級生が1つの学校で140人にいました。</p> <p>魅力あるまちづくりができてないので、魅力あるまちづくりを作るために、もう少しこの自治基本条例とか市民自治会議の役割を見直して、食い止めるようにすることを考えなければいけないと思います。</p>
委員	<p>市民自治会議に入らせていただいて、ただの公募委員、市の代表でもなく一市民として参加し、この条例を作ってきた過程を見させていただきました。8年やらせてもらって条例に関わっていましたが、実際の生活とこの条例がどうやって関わっているか、自分の身としてあんまり実感がありません。それがなくて、地域協議会の方も出させていただいて、それからこの前のまちづくり集会にも参加し、実際に活動する場を自分で体験をしてるんですが、今日の議論、この会議初めてこうやっていろんなことが出ました。ただ、この条例と実際の生活がどのように繋がっているかどうか、自分としてはあまり感じていません。</p> <p>それから、やっぱり条例を作るときに方向性や規範というのがなければ、いろんなことを計画しても進んでいきませんから、条例を作ったことに参加させていただいて、非常に勉強になったし、それから作ってから今もいろんな意見が出る。</p> <p>だから、この条例について、もっともっこの会議で作れるような場にもしていただきたいと思うし、それから、憲法に近いような条例なので、そういうような位置付けにしてもらって、市として、そういう取り組みもしていただければいいと思うんですが。実際に作って、一市民として、実際の生活にあんまりこころの辺のところは書かれていないと思いますが、やっぱりどのぐらい普及しているか、一般市民の人がこの会議のこと、やってることはわかってるの</p>

	<p>かっていうような、数字を出すのは難しいと思いますが、そういうものを出していただかないと、結局この文章上の議論でこの会議を終わらせたらもったいないと思うんです。</p> <p>ですから、そういうことも含めて実態との乖離、離れているところをもうちょっと実際の形として出していただければ、もっともっと議論が深まると思いますので、せっかく今日いろんな議論出ましたので、次の段階はそういう形でやっていただければいいなと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、まとめの時間もあまりないので、ごく簡単に一言述べておきたいと思います。</p> <p>今日皆さんからいただいた意見は、これから答申をまとめる中で、1回たたき台として作って、また意見をいただくようにしたいと思います。それで、まず、市民自治会議というのは、市長の諮問機関ではないですから、市長から諮問を受けたことのみを扱ってそして答申をするという役割に終わっているものではありません。</p> <p>例えば今作っている総合計画のようなものは、条例に基づいて総合計画策定審議会が設けられ、そして、その審議会において市長から諮問を受けること、つまり、総合計画の原案を作ることに徹底して、それが終わればパブリックコメントを実施したうえで市長に答申をする。そして市長はそれを議会にかけていくという作業をしていきます。そうすると、もうその諮問機関というのは解散なんです。</p> <p>だけでも、自治基本条例に記されたこの市民自治会議というのは、市長の諮問に答えても、それで解散するわけではない。つまり、先ほど附属機関と言いましたが、非常に独立性が高い組織であって、市長、そして市長を中心とした行政の仕事、議会の仕事、それから市民のいろんな活動、こういったことがこの条例に即してうまく運用されているかどうか。これを幅広く調べたり、研究したり、意見を伺ったりする。この条例、特に基本原則とかに則して行われていなければ、一度施策を見ていってどこが問題かを検討し、基本条例に則して行っていけるようにこの市民自治会議というのは提言することもできるというわけであります。</p> <p>そして、そういった点では、自主的に研究、検討したり、そして提言できるということも独立性の高い組織として存在しています。まず、このことは理解をしておいてほしいと思います。</p> <p>では、どこまでのことをするかということなんですけれども、施</p>

策についての協議はしません。しかし、いろいろな施策がこの条例に書かれている第1条の目的に沿って行われているのかどうか。これは特定の施策でも構いませんし、市の全般的な施策、例えば今年度行われた施策が、果たしてこの第1条の目的に沿って行われているかどうかを検証すべきである、とすることはできるわけです。

ですので、施策そのものについての協議ではなくて、施策がこの条例の中に書かれている目的や基本原則などといったものに即して行われるかどうかを検討し、そして、協議することはできるというふうに解釈していいと思います。

理念条例ということですが、あくまでも基本は、この条例に書かれている観点から、いろんな施策、市の仕事が正しく適切に運用されているかどうかをチェックする。或いは、こうすべきであるという提案をするということは大事なことなので、そういう仕事をしていくということです。

分野としては、今日資料として用意された、膨大な資料があります。この条例制定以降、いろんな条例や計画を作って運用してきた。これを縦軸にベクトルを作って構想段階、そして計画段階、実施段階に分け、それぞれでどのような市民参加の手法が行われたのかといったことが記されてあります。

このように分野にこだわらず、市がまちづくりで取り組む施策、政策については全般的に、この条例に基づいて自主的にチェックをしていくことができるということを、まず我々は知っておかなければいけない。だから今回、こういう膨大な資料に基づいて、まずは確認をしてみました。

だけどこれで十分ではなく、出された情報が果たして本当に役に立つ情報だったのか。質の点について検討してませんね。そこの検討が必要であれば、そういう検討をすべきであるというふうに、提言をする。そして、それを市長の方はどう受けとめるのかということが必要になるわけです。

そういった点では、執行機関の全ての施策、仕事について、我々が踏み込んで行ってチェックをするということはありません。それはここの役割ではない。それは、それぞれの条例に基づいて委員会等が作られているならその仕事。または、委員会が作られていなくても、市民が疑問を感じたのであれば、市民が情報提供を求め、そしてもらった情報に基づいて検討していってもらえればいいということなんです。

	<p>ここは、あくまでもいろんな施策がこの条例の内容に即してうまくやられてるかどうかをチェックしていったり、話し合ったり、提言するというのが仕事です。そのことをまず、我々理解しておかないといけない。それが実効性の確保ということなんです。</p> <p>そういった点で、今回この解説文においてもどうやら書き直さなければいけないことがたくさんあるし、可視化するという点において、文章だけではダメだということもわかりましたので、大幅な見直しをする検討をしていきたいと思います。</p>
--	---

② 市民まちづくり集会について明記すべきか、その他の市民参加についても記載すべきか

会長	<p>皆さんのお手元に新城市市民自治会議条例があれば見ていただきたいですが、市民自治会議の所掌事務として特出されている市民まちづくり集会についてになります。平成25年度に策定されたままになっているということから、手を加えていくことも必要ではないかというのが、今日の方向性としてはあるかと思います。皆さんから何かあれば御意見いただきたいと思いますがいかがでしょうか。</p>
委員	<p>制定当時は市民まちづくり集会が主なもので、できてから10年になります。他のものは載せる機会がなかったというふうに捉えてもいいと思います。先ほども出ましたが、実際にまちづくり集会も公開政策討論会等についても、私たちではなくて実行委員会がやっていることなので、ここに記載する必要はないと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございました。つまり、「条例の運用及び普及」に含まれるというような解釈ですね。他の人皆さんどうでしょうか。</p>
委員	<p>自治基本条例に書いてある市民まちづくり集会は市民自治会議条例に入れてあって、自治基本条例にある他の市長選挙立候補予定者公開政策討論会、住民投票や地域自治区については、今出たような「条例の運用及び普及に関すること」に含まれているのかなと思います。それを外だしするかどうかについては、考えることだと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>そうしたら、このところは当時の議事録もあれば確認をしますが、市民まちづくり集会をこういうふうに外出しにして書いてあります。今日的に見ると、こういう市民参加の仕組みというのが随分増えてきて、その扱いが特出しではなくて、むしろ条例の運用を行</p>

	<p>っていく一つとして考えられるということであるならば、扱いがちょっと変わってくるかなというふうに思います。</p> <p>市民自治会議の所掌事務、つまりすべき仕事というところが、こういう一つ特出しをすることによって、あいまいになってくる可能性もあるので、このところを1回検討させてもらってよろしいですか。皆さんから今意見をいただいておりますので、それで原案を作りたいと思います。</p> <p>そして、もう1つ言うと、この条例の、今日話になった実効性の確保というのは、この市民自治会議の所掌事務として挙げる必要があるかどうか。そのあたりも一度検討し、たたき台を作っていきたいと思います。</p> <p>そのうえで皆さんに、次回が12月になりますけどもその辺を課題にしたいと思います。そういう扱いにしてよろしいですか。</p> <p>はい。どうもありがとうございました。</p>
--	--

3 その他

(1) 第8期若者議会（市長答申）

日時：11月8日（火）午後7時から午後9時まで

場所：新城市議会議場

内容：市長への答申

閉会